破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３２号
鹿児島県南さつま市大浦町28701番地１
破産者　田崎　千明
１　決定年月日　平成28年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第４４２号
大分市大字羽屋100番地の１
破産者　東　　秀文
１　決定年月日　平成28年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０６号
沖縄県浦添市宮城６丁目１番20―407号　メゾンＹＯＳＨＩＮＡＧＡ
破産者　大城　徳彦
１　決定年月日　平成28年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１２８号
沖縄県那覇市古波蔵４丁目13番52―502号　プレサンスロジェ古波蔵レーヴ
破産者　渡久山長貴
１　決定年月日　平成28年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１０２号
岐阜市五坪２丁目１番４―52号
破産者　松井　幸一
１　決定年月日　平成28年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１２２号
岐阜県山県市梅原2670番地１
破産者　西森　稚徒
１　決定年月日　平成28年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４７４号
愛知県春日井市鳥居松町１丁目161番地１　ＶｉｃｔｏｉｒｅⅠ202号
破産者　真和興業こと　佐藤　真吾
１　決定年月日　平成28年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９５号
名古屋市千種区今池１丁目16番４号　介護老人保健施設リハビリパーク千種520号室、住民票上の住所名古屋市中区千代田２丁目25番14号　サンシャイン記念橋402号
破産者　前田　房夫
法定代理人成年後見人　古澤　健一
１　決定年月日　平成28年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７１９号
神戸市北区緑町７丁目９番６号
破産者　河邊賀津与
１　決定年月日　平成28年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６３号
神戸市中央区布引町２丁目４―18ヴィラ布引201、住民票上の住所兵庫県川西市緑台４丁目７番地の23
破産者　土居　俊文
１　決定年月日　平成28年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１７号
神戸市灘区鹿ノ下通２丁目４番25号
破産者　浅田　信吾
１　決定年月日　平成28年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３１号
神戸市兵庫区里山町639番地の４
破産者　藤本　冨栄
１　決定年月日　平成28年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４５号
神戸市中央区籠池通４丁目１番６号ビューハイツ野崎402号
破産者　髙辻　一郎
１　決定年月日　平成28年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４７号
熊本県合志市幾久富1642番地39
破産者　政所　克久
１　決定年月日　平成28年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２２２号
沖縄県那覇市楚辺２丁目38番27―203号　ポートマンション
破産者　吉盛　純二
１　決定年月日　平成28年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１１号
沖縄県那覇市繁多川３丁目８番28号　メゾンＩＴＯＫＡＺＵ２―Ｃ
破産者　吉田　庄次
１　決定年月日　平成28年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第８８号
沖縄県那覇市字宇栄原695番地２　ティンクル302
破産者　赤嶺　輝昌
１　決定年月日　平成28年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２５号
福島市瀬上町字町尻89番地の10
破産者　桝屋　　卓
１　決定年月日　平成28年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１０２号
茨城県ひたちなか市大字田彦521番地４
破産者　菊池　　誠
１　決定年月日　平成28年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所